

秋田県告示第559号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次の森林を保安林に指定する。

平成29年12月26日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林指定 実測面積 (ヘクタール)	指定の 目 的
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メー トル)	実 測 (ヘク タ ー ル)		
男鹿市		戸賀塩浜	漁元崎	27番	6,248	0.6248	0.6248	土砂の 崩壊の 防備
				34番1	1,121	0.1121	0.1121	
				48番	512	0.0512	0.0512	

（「附属明細書」は、省略し、秋田県農林水産部森林整備課、秋田県秋田地域振興局農林部及び男鹿市役所に備え置

指定施業要件			
立木の伐採の方法			立木の伐採の 限度並びに植 栽の方法、期 間及び樹種
伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特 別の場合の伐 採に係るもの	
（附属明 細書のと おり）	主伐として伐 採することができる立木 は、当該立木 の所在する市 町村に係る市 町村森林整備 計画で定める 標準伐期齢以 上のものとし る。	（附属明細書 のとおり）	（附属明細書 のとおり）

いて縦覧に供する。)